

## 第9期介護保険事業計画「取組と目標」に対する自己評価シート

【様式1】

市町村名	塩谷町
所属名	福祉課

地域の目指す姿(ビジョン、大目標)
支え合う あたなかな地域づくりをめざして

※「介護保険事業(支援)計画の進捗管理の手引き(平成30年7月30日厚生労働省老健局介護保険計画課)」の自己評価シートをもとに作成

保険者名	第9期介護保険事業計画に記載の内容					R6年度(年度末実績)			
	大区分	中区分	現状と課題	第9期における具体的な取組	目標 (事業内容、指標等)	実施内容	自己評価	自己評価の理由	課題と対応策
塩谷町	①自立支援・介護予防・重度化防止	①自立支援・介護予防・重度化防止	本町の要支援・要介護認定者数は減少傾向にあるが、令和5年では前年よりも増加した。 認定率の状況では、本町の要支援・要介護認定率は、令和4年度時点では、国、県を下回っている。軽度では、国、県を下回つており、重度では国、県より高くなっている。	「自立支援型地域ケア会議」を開催し、ケアマネジャーの自立支援に資するケアマネジメントの実践力の向上に取り組む。 運動、口腔、栄養、社会参加などの観点から高齢者の介護事業と介護予防の一体制的な機能を推進し、高齢者が身近な場所で健康づくりに参加でき、高齢者のフレイル状態を把握した上で、適切な支援サービス等につなげることによって自立支援・重度化防止の取組を推進する。	自立支援型地域ケア会議 開催回数: 令和6年度 4回 令和7年度 4回 令和8年度 4回  地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリ専門職の派遣回数 派遣回数: 令和6年度 25回 令和7年度 25回 令和8年度 25回  介護予防教室の実施 令和6年度 2100人 令和7年度 2100人 令和8年度 2100人	自立支援型推進ケア会議 2回  地域リハビリテーション活動支援事業 リハビリ専門職の派遣回数 25回  介護予防教室開催 2202人	○	自立支援型地域ケア会議については目標値に至らなかったものの、その他では目標を概ね達成できているため。	介護人材の不足や社会保障費の増大が予測されるなか、自立支援・重度化防止の取り組みを推進していく必要がある。引き続き事業を継続するとともに、参加の促進を図るために周知に力を入れていく。
塩谷町	①自立支援・介護予防・重度化防止	②生活支援体制整備	生活支援の担い手の養成やサービス開発等をコーディネートする、生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)の配置、協議体の設置などにより、高齢者の生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を図っています。	日常生活の「困りごと」に寄り添った生活支援の仕組みが高齢者の生活を支えていくうえで重要なことから、高齢者が地域の仕組みから取り残されないよう方策を生活支援コーディネーターや協議体において検討を重ね、本町の実情に沿った支援体制の充実化を図っています。	生活支援コーディネーター数、3人	生活支援コーディネーター2名配置。第1層協議体、第2層協議体2体設置済みだが、活動は停滞している。	△	生活支援コーディネーターの活動を組織的に補完するための協議体の活動が低迷しているため。	地域住民による支え合いの取り組みが重要となっているなか、コーディネーターの適切な配置と協議体の活動を活性化させていく必要がある。
塩谷町	①自立支援・介護予防・重度化防止	③認知症施策	認知症に対しての誤った情報による様々な誤解や偏見が存在しているために、町民1人ひとりに認知症に対する正しい知識と理解を広めていくことが重要となります。	認知症理解への啓発として、認知症講演会、認知症サポート養成講座、介護予防教室、認知症に関する相談、地域サロン等で認知症に関する情報提供に努めています。	(1)認知症ケアパスの作成・認知症講演会等の開催(1回開催)、(2)認知症地域支援推進員の配置(4名配置)、(3)認知症サポートの養成(講座5回)、(4)認知症見守りネットワークの構築(見守りサポートー数150人)、(5)認知症カフェの設置(開設数2か所)	(1)認知症ケアパス新規作成・認知症講演会1回開催、(2)認知症地域支援推進員2名配置、(3)認知症サポートーの養成(講座5回)、(4)認知症見守りサポートー140人、(4)認知症見守りネットワークの構築(見守りサポートー数150人)、(5)認知症カフェの設置(開設数2か所)	○	目標を概ね達成できているため	今後も認知症高齢者の増加が見込まれるなか、認知症に関する正しい知識や認知症の人への理解を深めるための啓発活動を推進していく必要がある。
塩谷町	①自立支援・介護予防・重度化防止	④その他							
塩谷町	②介護給付適正化		介護給付費等適正化事業(地域支援事業の任意事業)として、要介護認定・ケアマネジメント・介護報酬請求の各分野において効果があると見込まれる①要介護認定の適正化②ケアプランの点検③住宅改修等の点検④医療情報との合符・総覧点検⑤介護給付通知の主要5事業のうち、①・③・⑤を優先的に実施。	適正化主要3事業を適正に実施	(1)要介護認定の適正化 認定調査の結果を全件点検 (2)ケアプラン点検 ①ケアプラン点検 令和6年度 3件 令和7年度 4件 令和8年度 4件 ②住宅改修・福祉用具購入の点検 令和6年度 5件 令和7年度 5件 令和8年度 5件 ③医療用具貸与の点検 令和6年度 1件 令和7年度 1件 令和8年度 1件 (4)医療情報との合符・総覧点検 ⑤介護給付通知の主要5事業のうち、①・③・⑤を優先的に実施 契約書類 各年100%	(1)介護認定の適正化 調査で點検を実施。調査結果についても全件点検を行った。 規定調査員は現任研修及びラーニングも実施。適正化事務局主催の他市町開催の審査会傍聴も行った。 審査員現任研修も1名参加した。 (2) ①ケアプラン点検 自立支援型推進ケア会議を活用し実施。実地指導時3件。経度者に対する福祉用具貸与との取扱いの申請時、30日を超えるシートステイ利用時の添付にケアプランの提出。全件確認を行っている。 ②住宅改修・福祉用具購入の点検 2件2件 計4件 (現場確認) 福祉用具貸与と点検 1件 (現場確認) 提出書類に関しては、全件確認し、不備があったものについては全件電話確認及び再提出を依頼している。 (3)国保連委託により実施	○	ほぼ実施できているが、調査件数が少なく、不十分であるため。	(2)については専門的知識を要する為、効果的な実施が出来ているか不明確である。 軽度者申請では、調査時の身体状況で必要とされる以上の機能をもった福祉用具を利用させてる案件が見受けられる。福祉用具専門相談員の資格を持った相談員が介入しても見受けられる為、適正給付を行なうよう指導していく。